⑹ Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the open tender are who shall:

① not come under Article 6 of the administrative instruction of the Contractual Rules of the West Nippon Expressway Company Limited,

② submit a copy of a tax payment certificate published within the past three months and formulated in either formats of 3, 3—2 or 3—3 prescribed by Article 9 of the Enforcement Regulations of the National Tax Act,

③ have proven to have actually delivered the products concerned or the products with performance similar to that of the products concerned,

④ have proven to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the products concerned

⑺ Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 4:00 P.M. 7 December 2011 (submitted by mail: 4:00 P.M. 6 December 2011)

⑻ Time-limit for tender: 10:00 A.M. 12 January 2012 (tenders submitted by mail: 4:00 P.M. 11 January 2012)

⑼ Contact point for the notice: Yoshinaga kaneko Assistant Manager, Contract and Credit Division, Accounting and Finance Department, West Nippon Expressway Company Limited, 1—6—20 Dojima, Kita-ku, Osaka City 530—0003 Japan TEL 06—6344—9239

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年11月16日

支出負担行為担当官

北海道開発局函館開発建設部長　高橋　敏彦

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

○開発函館第４号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　函館新外環状道路函館市Ｆランプ橋上部工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　北海道函館市

⑷　工事内容　（概算数量）工事延長：Ｌ＝440ｍ（ＳＰ＝840～1,280）、橋長：Ｌ＝402.10ｍ（支間37.0＋37.0＋37.0＋55.0＋59.0＋55.0＋40.0＋40.0＋40.0ｍ）、上部型式：鋼９径間連続非合成曲線箱桁橋、架設工法：クレーン架設、橋梁上部：工場製作工Ｗ＝920ｔ、工場塗装工Ａ＝14,920㎡、工場製品輸送工Ｎ＝１式、鋼橋架設工Ｗ＝920ｔ、現場塗装工Ａ＝1,160㎡、橋梁付属物工（支承工）Ｎ＝10個

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成25年３月８日まで。

⑹　使用する主要な資機材　鋼板ＳＭ490ＹＢ：Ｗ＝396ｔ、鋼板ＳＭ490Ｃ：Ｗ＝７ｔ、鋼板ＳＭ400Ｂ：Ｗ＝４ｔ、鋼板ＳＭ400Ａ：Ｗ＝498ｔ、鋼板ＳＳ400：Ｗ＝３ｔ、形鋼類：Ｗ＝14ｔ、ボルト類：Ｗ＝30ｔ、工場塗装：Ａ＝14,920㎡、現場塗装：Ａ＝1,160㎡、排水桝：Ｎ＝20個、支承：Ｎ＝10個、落橋防止装置（ＰＣケーブル）：Ｎ＝４組

⑺　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。

⑽　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。

⑾　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約した場合には、工事の監督及び検査において、「施工プロセスを通じた検査実施要領」に基づき、品質検査員が工事実施状況、出来形及び品質について臨場により確認を行う「施工プロセスを通じた検査」の試行工事である。

⑿　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⒀　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約した場合には、中間前金払に代わり、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を適用する。

⒁　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施に当たっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

⒂　鋼橋積算基準の直接労務単価は平成23年10月25日に改訂され、同年11月１日より適用されていることから、見積に当たっては留意すること。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする経常建設共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北海道開発局における工事区分「鋼橋上部」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成８年度以降に、下記のア～ウの要件を満たす製作及び架設工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社が上記の施工実績を有することとし、その他の構成員については、下記のア及びイの要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ア　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

イ　橋梁型式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。ただし、鋼床版鈑桁橋、並びに単純鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

ウ　最大支間長が45m以上であること。

ただし、ア～ウは同一工事であること。

⑸　本工事に係る施工計画が適正であること。

この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。技術提案による施工計画が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案による施工計画を提出すること。